

令和2年2月

お客様各位

兵庫信用金庫

各種規定改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、民法改正を見据え、令和2年4月1日より下記の規定を改定いたします。

- 一般当座勘定規定
- 当座勘定規定（専用約束手形口座）
- 貸金庫（貸渡保護函）規定
- 夜間金庫規定
- ひょうしん振込規定
- ひょうしんキャッシュカード規定
- ひょうしんローンカード規定
- デビットカード取引規定
- Pay - Easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定
- ネット口座振替受付サービス利用規定

主な改定事項は下記のとおりです。

- ・成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化
- ・住所変更等の届出をいただいていない場合のお客さまへの通知について明確化
- ・デビットカード取引時の契約内容について明確化
- ・各規定変更時の周知方法等について明確化

ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。

[新旧対比表]

- ・一般当座勘定規定 第 30 条
- ・当座勘定規定（専用約束手形口） 第 27 条

新	旧
<p>(成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2) ~ (5) 略</p>	<p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p><u>(追 加)</u></p> <p>(2) ~ (5) 略</p>

- ・夜間金庫規定

新	旧
<p>10 . (届出事項の変更等)</p> <p>(1) <u>名称、代表者、住所、印章その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>(2) <u>届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p>	<p><u>(追 加)</u></p>

・デビットカード規定

新	旧
<p>3.(デビットカード取引契約等)</p> <p><u>(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。)が成立するものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</u></p> <p><u>当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</u></p> <p><u>加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者(以下本条において「譲受人」と総称します。)に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</u></p> <p><u>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</u></p>	<p>3.(デビットカード取引契約等)</p> <p>前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、<u>かつ当金庫に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</u></p>

- ・一般当座勘定規定
- ・当座勘定規定（専用約束手形口）
- ・貸金庫（貸渡保護函）規定
- ・夜間金庫規定
- ・ひょうしん振込規定
- ・ひょうしんキャッシュカード規定
- ・ひょうしんローンカード規定
- ・デビットカード取引規定
- ・Pay - Easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定
- ・ネット口座振替受付サービス利用規定

新	旧
<p>各規定の最終条項</p> <p><u>（規定の変更）</u></p> <p><u>（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><u>（追加）</u></p>